

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので同条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和７年９月１６日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- １ 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ白石大畑店
白石市大畑一番１０６ー１ 外１０筆
- ２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町２５１２番地
- ３ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町２５１２番地
- ４ 大規模小売店舗の新設をする日
令和８年５月２日
- ５ 大規模小売店舗の店舗面積の合計
１，３１０㎡
- ６ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （１）駐車場の収容台数
５０台
 - （２）駐輪場の収容台数
３８台
 - （３）荷さばき施設の面積
６０㎡
 - （４）廃棄物保管施設の容量
１７．３㎡
- ７ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - （１）大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間
午前９時から午後１０時まで
 - （２）来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前８時３０分から午後１０時３０分まで

(3) 駐車場の出入口の数

3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和7年9月1日

9 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び白石市役所

10 縦覧期間

令和7年9月16日から令和8年1月16日まで（ただし、閉庁日を除く。）

11 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

12 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。